
プロジェクト **金融商品（分類及び測定）**

項目 **IASB での検討状況：事業モデルの要件**

本資料の目的

1. 2013 年 10 月¹、11 月の IASB 及び FASB 共同の会議では、IASB 公開草案「分類及び測定：IFRS 第 9 号の限定的修正（IFRS 第 9 号（2010 年）の修正案）」（以下「限定的修正 ED」という。）及び FASB 会計基準更新書案「金融商品—全般（サブトピック 825-10）：金融資産及び金融負債の認識及び測定」（以下「ASU 案」という。）における事業モデルの要件について検討が行われた。また、2013 年 12 月の IASB 会議では、限定的修正 ED で提案される FVOCI に対する公正価値オプションについて検討が行われた。本資料は、公開草案に関する再審議の状況を報告するとともに、IASB の検討状況や ASBJ の対応等についてコメントを頂くことを目的としている。

IASB 公開草案での提案

2. IASB が 2012 年 11 月に公表した限定的修正 ED では、次のとおり、FVOCI の区分を設けることが提案されている。
 - (a) 契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方の目的で管理されている事業モデルの中で保有されている金融資産（契約上のキャッシュ・フロー特性の評価を満たす負債性金融商品）は、FVOCI で測定される。（4. 1. 2A 項）
 - (b) 金利収益、信用減損及び認識の中止時の利得又は損失は、純損益に認識され、他のすべての利得又は損失は OCI に認識される。（5. 7. 1A 項及び B5. 7. 1A 項）
 - (c) 金利収益及び信用減損は、償却原価で測定される金融資産と同じ方法で算定される。（5. 2. 2 項、5. 7. 1A 項及び B5. 7. 1A 項）
 - (d) OCI に認識した利得又は損失は、認識の中止時に純損益にリサイクルされる。（5. 7. 1A 項及び B5. 7. 1A 項）

¹ 2013 年 10 月共同会議は教育セッションであったため、特段の決定事項はなかった。

- (e) 原則として、償却原価で測定される金融資産と同じ表示及び開示が要求される。ただし、財政状態計算書上、減損累計額は FVOCI で測定される金融資産の帳簿価額から直接減額せず、当該減損累計額の表示は禁止される（注記により開示が要求される）。（ただし書き以降、IFRS 第7号の16A項）
3. また、適用指針で、事業モデルの明確化が図られている。
- (a) 事業モデルは事実の問題であり、事業が管理されている方法及び企業の経営幹部が事業の業績を評価する方法により観察できる。事業モデルは、金融資産から生じそうな将来キャッシュ・フローを決定する。（B4.1.2A項）
- (b) 事業モデルの判定は単一の要因で決定されるものではなく、関連性のあるすべての客観的な証拠（以下は適用指針上の例）を考慮しなければならない。（B4.1.2B項）
- ✓ 事業の業績が経営幹部に報告される方法
 - ✓ 事業の管理者が報酬を与えられる方法
 - ✓ 過去における売却の頻度、時期及び数量、売却発生の理由及び将来における売却活動に関する予想
4. FVOCI に区分される金融資産（契約上のキャッシュ・フロー特性の評価を満たす負債性金融商品）に対して、償却原価に区分される金融資産と同様に（また、同様の要件で）、公正価値オプションの適用を認めることが提案されている。

検討項目の概要（2013年10月及び11月）

5. 2013年10月及び11月のIASB及びFASB共同の会議では、それぞれの公開草案に対するフィードバックを踏まえた事業モデルの要件についての検討が行われている。各ペーパーでは、次の事項が扱われている。なお、各ペーパーはガイダンスの明確化のみを求めており、根本的な変更を提案するものではない。

(アジェンダ・ペーパー6：カバー・ペーパー)

6. 全体の導入ペーパーである。

(アジェンダ・ペーパー6A：事業モデルの評価：事業モデルの評価全般)

7. このペーパーでは、事業モデルの評価全般について扱っている。

8. 限定的修正 ED 及び ASU 案への回答者からは、全体に関するコメントとして、主として以下が寄せられた。

- 事業モデルが、金融資産を測定する方法に目的適合的である点は広く支持された。
- しかし、ASU 案への一部の回答者は、共同審議において FASB が以前、検討していたモデルに基づく分類及び測定モデル（企業が金融資産を取得し、管理するときに用いる事業活動に基づき分類）を支持した。また、ASU 案への一部の回答者は、完全な公正価値ベースのモデルを支持している。
- 一部の回答者は、事業モデル評価の測定結果が、既存の要求事項に基づく測定結果と大きく異なるかどうか疑問を呈した。また、変更する便益があるかどうかにも疑問を呈した。

9. また、次のような個別トピックについてコメントが寄せられ、スタッフの分析・対応が示されている。

(a) 「事業モデル」の意味（キャッシュ・フローの実現の役割を含む）

一部の回答者が用語の意味の明確化を求めたことを受けて検討されている。事業モデル評価は、資産保有者にとっての価値を生み出す目的で活動及びリスクが実際にどのように管理されているかに関する情報を提供するように、金融資産を分類することであり、キャッシュ・フローの実現の概念は、評価の基礎であるとしている。

(b) 事業モデルが評価されるレベル（事業モデルを評価する場合の金融資産の集約

の程度)

多くの回答者（特に ASU 案の回答者）は、事業モデル評価が行われるべきレベルについて、ガイダンスが不明確である点に懸念を示した。これを踏まえたスタッフの検討では、事業モデルが評価されるべきレベルを特定又は要求しないとするものの、事業モデルを、共通の目的を達成するために一体で管理されている資産を反映するレベルで評価すべきであることを明確化するように、適用指針を改善するとしている。

(c) 評価を行う際に考慮すべき情報

一部の回答者が適用指針において考慮すべき情報の明確化を求めたことを踏まえて、各カテゴリー共通のものとして、IFRS 第9号 B4.1.2Bの要素（本ペーパー3項(b)参照）以外に、事業モデルとその下で保有される金融資産の業績が評価され報告される方法や、事業モデルの業績に影響を与えるリスク、そのリスクが管理される方法、などがあるとしている。

(d) 事業モデル評価における売却の役割

多くの回答者（作成者、監査人、規制当局を含む）は、事業モデル評価に関する適用指針が、特に、償却原価で測定される資産に関して、金融資産の売却のレベル（すなわち頻度及び量）を過度に強調している点に懸念を示した。これを踏まえて、事業モデル評価における売却の役割を検討し、過去の売却情報やパターンは有益な情報を提供しうるが、その情報のみを考慮すべきではなく、むしろ、そのような情報は、売却時の状況の中で考慮されるべきものであること、過去の情報は、将来の売却に関する企業の予測のような他の情報を組み合わせるべきであることを提案している。

(e) 事業モデルの変更

多くの回答者は、事業モデルを変更した場合の金融資産の分類変更に関する要

求事項と、分類変更の手法を共に支持した。一部の回答者は、分類変更が必要となる状況に関する適用指針の記載が、あまりに厳格であると主張した。また、回答者の中には、分類変更日に関して、IFRS 第9号とASU案との間で定義が異なることに懸念を示した。これらのコメントを踏まえて、スタッフは検討を行い、次を提案している。

- (i) 事業モデルの変更を明確化する。即ち、事業モデルの変更は企業の実務に重大な影響があり、内部及び外部のステークホルダーにとっても明白なレベルの何かを始める・やめる場合に生じるものである。

これは、意図的に高い threshold である。財務諸表利用者は、分類変更のハードルが低すぎると分類変更の整合性や厳密性が不十分となり、企業が、純損益認識のタイミングを都合よく操作できるようになることを懸念している。

- (ii) 分類変更日に関する要求事項は変更しない。IFRS 第9号においては、事業モデルの変更後の最初の報告期間の最初の日である。FASBのASU案では、事業モデルを変更する報告期間の最後の日である。

スタッフは、分類変更日に関しては、IASB及びFASBの金融資産の分類及び測定モデルにおいて、大きな差異があるとは考えていない。

(主な暫定決定事項)

- 事業モデルの評価を次のように行うべき旨を明確化する。
 - ✓ キャッシュ・フローを生成し、企業にとっての価値を創造するための金融資産の実際の管理に言及すべきである。
 - ✓ 金融資産を、活動及びリスクがキャッシュ・フローの生成と価値創出のためにどのように管理されているかに関して最も目的適合性のある有用な情報を提供する測定属性に割り当てるべきである。
 - ✓ 特定の（共通の）目的を達成するために一緒に管理されている金融資

産（のグループ）を反映するレベルで評価すべきである。

- また、事業モデル（及び事業モデルの変更）をどのように評価すべきなのかに関して、次を明確化する。
 - ✓ 売却は事業モデルの評価の決定的要因ではなく、売却活動に関する情報は単独で考慮すべきではない。
 - ✓ 事業モデルの変更が生じるのは、営業にとって重大なレベルで企業が何かを停止又は開始した場合だけである（一般的には、企業が事業ラインの取得又は処分をした場合だけであろう）。
- FASB は、分類変更日に関して、FASB の暫定的な分類測定モデルにおけるガイダンスを IFRS 第9号「金融商品」と合わせることを暫定的に決定した（事業モデル変更後の最初の報告期間の初日とする）。

（アジェンダ・ペーパー6B：事業モデルの評価：回収のための保有の事業モデル）

10. このペーパーでは、償却原価に分類される金融資産に関する回収のための保有の事業モデルを扱っている。特に、回収のための保有の事業モデルの評価の明確化とその評価における売却の役割に関する明確化を検討している。
11. ASU 案及び限定的修正 ED に対する回答者からは、主として、次の点がコメントされている。
 - 多くの回答者は、償却原価カテゴリーが極端に狭いものに見え、提案されるガイダンスが制限的な性質を持つことに懸念を表明した。特に、回収のための保有の事業モデルと整合する売却のタイプに関連するガイダンスである。
 - 多くの回答者は、ASU 案と限定的修正 ED の売却のガイダンスは、満期保有目的資産のガイダンスに類似すると述べた。
 - 回答者の中には、回収のための保有の事業モデルの提案されるガイダンスが、売却の理由とその売却のタイプが回収のための保有の事業モデルと整合するかどうか焦点を当てるのではなく、売却のレベル（即ち、頻度と規模）を強調

し過ぎていることを懸念する者がいた。

- 多数の回答者は、健全/慎重な信用リスク管理の実務は、回収のための保有の概念と整合的とみなすべきであると指摘した。例えば、回答者の過半数は、信用リスクの集中の管理（例えば、地理的観点又は事業ラインの観点でのポートフォリオリスクの管理）を理由として、回収のための保有の事業モデルからの売却が可能となるのは必要と述べた。

12. スタッフは、限定的修正 ED 及び ASU 案への回答者が示した懸念は、原則それ自体ではなく、むしろ、償却原価の事業モデルの範囲が過度に制限的と受け取られたことに大きく関係していると分析し、回収のための保有の事業モデルと、その事業モデルを評価する際の売却の役割を明確化すべきとしている。これを踏まえて、主として以下を提案、検討している。

- (a) 現在の回収のための保有の「キャッシュ・フロー（価値）実現」の概念を、次の記述で強化する。
 - (i) 回収のための保有の事業モデルに通常関連し、その事業モデルの目的を達成することを目的とする個別の活動を議論し、その例を提供する。
 - (ii) 企業が回収のための保有の事業モデルを評価する際に考慮すべき情報の性質に関するガイダンスを提供する（即ち、金融資産を組成又は取得する現在の目的及び理由）
- (b) 過去の売却情報とパターンは、企業が現在、金融資産を管理する方法とキャッシュ・フローが実現し価値が生み出される方法に関する有用な情報と証拠を提供する可能性があることを明確化する。しかし、売却情報は単独で考慮すべきでなく、決定的なものでもない。また、過去の売却情報は、それぞれの期で、新たに取得（又は組成）された資産が以前の期の売却のみに基づいて、異なるように分類されることを意味するものではない。
- (c) 信用集中リスクの変動のための金融資産の売却が、償却原価の事業モデルと整

合するかどうかについて、スタッフ間で意見が分かれている。一部のスタッフは、信用の劣化に係る活動と同様に、本来、信用損失を最小化し契約上のキャッシュ・フローの回収を最大化するように設定されるので、契約上のキャッシュ・フローを回収する目的と整合していると考えている。しかし別のスタッフは事業モデルで行われるその他の売却と同様に評価されるべきであるとしている。

(主な暫定決定事項)

- 回収のために保有する事業モデルに関する適用指針を明確化することを暫定的に決定した。具体的には、例えば、「キャッシュ・フロー（価値）実現」の回収のために保有するという現在の概念を補強する、売却に関する情報は単独で考慮すべきではなく、決定的なものではない旨を明確化する、など。
- 両審議会は、信用リスクの集中を管理する際に行われる売却の評価は、当該事業モデルにおいて行われる他の売却と同じ方法で行うべきであると暫定的に決定した。

(アジェンダ・ペーパー6C：事業モデルの評価：公正価値区分)

13. このペーパーでは、2つの公正価値測定区分、即ち、FVOCI と FVPL に関する事業モデルの評価を検討している。まず、FVOCI 区分を独立の測定区分として維持すべきかどうかを検討し、その場合、FVOCI と FVPL のいずれを先に決めるか、いずれを残余の区分とするかを検討している。そのうえで、FVOCI と FVPL 区分の明確化が検討されている。
14. ASU 案及び限定的修正 ED に対する回答者からは、主として、次の点がコメントされている。
- (a) 確定した事業モデルとしての FVOCI

- 回答者の過半数は、金融資産の分類に関して、区別のある確定した事業モデルとしての FVOCI 測定区分を支持した。なお、限定的修正 ED への回答者は、FVOCI に関して、比較的均等に、次の 3 つの回答に分かれた。
 - 提案したとおりの確定した FVOCI 区分の導入を支持。
 - 一定の負債性商品を FVOCI で測定することを原則として合意したが、限定的修正 ED と異なる条件に従うとするもの（契約 CF 特性に関係ないとするもの、FVOCI を選択とするなど）。
 - FVOCI の導入を支持しない。
- 少数の回答者は、事業モデルの幅の中で両端（即ち、回収のための保有と、トレーディング/売却目的保有）は、実務上、区別が容易のため、FVPL ではなく、FVOCI を残余の測定区分とすることを提案した。

(b) 提案されるガイダンスの適用

- 回答者の多くは、公正価値区分間（FVPL と FVOCI）の区別が困難であると述べた。例えば、「公正価値に基づいて管理」（FVPL の例）と「リターンの最大化のための管理」（FVOCI の例）の意味について質問を提起した。
- 回答者の中には、他の事業モデルに比べて、回収及び売却のための保有の事業モデルに許容される売却のレベル（即ち、頻度又は規模）を区別するのが困難であると指摘する者もいた。

15. これらのコメントを踏まえて、スタッフからは主として、以下が提案されている。

(a) 2 つの公正価値の測定区分（FVOCI と FVPL）を維持する。

スタッフは、FVOCI 測定区分を含めることに関する論拠は引き続き妥当であると考えている。

(b) FVOCI の測定となる事業モデルを（先に）決め、FVPL 測定区分を残余とする提

案を維持する。また、両者の区別に役立つように FVPL の測定区分の明確化を図る。

償却原価測定区分と FVOCI 測定区分に共通する償却原価情報は、契約キャッシュ・フローを回収するとの特定の事業モデルにのみ目的適合性がある。このため、両分類は、残余の測定区分としては有用ではない。また、両ボードの提案では、FVPL 測定区分は、事業モデルの評価、キャッシュ・フロー特性の評価のいずれでも残余の測定区分である。残余の区分は FVPL1 つである方が理解も容易で複雑性も低減される。

- (c) 契約上のキャッシュ・フローの回収及び売却の双方を目的とする事業モデルの説明の明確化を行い、典型的に関係する活動を説明する。

契約キャッシュ・フローの回収と売却を通じたキャッシュ・フローの実現の両方が事業モデルの業績に不可欠である場合にのみ、測定区分としての FVOCI は財務諸表利用者に目的適合性があり有用な情報を提供することを、適用ガイダンスに明確に説明する。また、この事業モデルで典型的に考慮される情報と関係する活動として、以下が例示される。

- ✓ FVOCI についての主要な業績指標には、契約利回りと減損、公正価値変動の両方が含まれると考える。
- ✓ 流動性ポートフォリオで保有され、そのかなりの部分が、日常の流動性の必要性から頻繁に売却される可能性がある。
- ✓ 頻繁な売買の活動 (significant buying and selling activity) を通じた金融資産ポートフォリオの定期的な再調整により、金融資産のデュレーションとその資産の資金調達を行っている負債のデュレーションを揃える。
- ✓ 企業は、明示されたリスク管理方針に沿って、金融資産を保有し売却することにより、特定の利回り特性を維持する、又は、金利リスクのエクスポージャーを管理する。

(主な暫定決定事項)

- 2つの公正価値測定区分（すなわち、その他の包括利益を通じた公正価値（FVOCI）と純損益を通じた公正価値（FVPL））を維持すること、FVOCIで測定する事業モデルを定義しFVPLを残余の測定区分として維持する。
- FVPLの測定区分に関する適用指針の明確化を行う。
 - 公正価値ベースで管理と評価を行っているか又はトレーディング目的で保有している金融商品は、FVPLで測定しなければならない。
 - FVPLで測定される金融資産については、企業は資産の公正価値の変動に基づき、また、資産の公正価値を実現する目的で、意思決定を行う。
- FVOCIの測定区分に関する適用指針を明確化する。例えば、
 - 契約上のキャッシュ・フローの回収と売却を通じたキャッシュ・フローの実現の両方がFVOCI事業モデルの遂行に不可欠である。
 - FVOCI事業モデルにおける売却の頻度又は金額についての閾値はない、など。

検討項目の概要（2013年12月）

16. 2013年12月のIASB会議では、IASBの限定的修正EDにおいて提案されているFVOCIの公正価値オプションについて検討している。
17. スタッフは、大半のコメント回答者が公正価値オプションに関する限定的修正EDの提案内容とその根拠を支持していること、また、資産及び負債に用いる測定属性の違いによって生じる差異を軽減することができる場合に財務諸表がより有益な情報を提供すると企業が判断することができることから、限定的修正EDの提案内容（その指定が測定上又は認識上の不一致（会計上のミスマッチ）を消去又は大幅に低減するのであれば、強制的にFVOCIで測定される金融資産に公正価値オプションの適用を認める）のとおりとすることを提案している。
18. 少数の回答者から、無制限の公正価値オプションへの変更提案があったが、スタッ

フは、この提案は基準の限定的修正の検討を決めた際の検討範囲を超えており、また、定義づけられた FVOCI 区分を強制するという 2013 年 11 月の暫定決定とも整合しないことから、現時点で検討することは適切でないとの見解を示している。

19. なお、いくつかの保険者及び保険者を代表する団体は、提案されている公正価値オプションに対して反対はしなかったが、保険契約負債と関連する金融資産との会計上の取扱いをより整合させてほしいとのコメントがあった。この点に関しては、今後の会議で検討される予定である。

(主な暫定決定事項)

- 17 項のスタッフ提案どおりに暫定決定された。

ディスカッション・ポイント

IASB の検討状況や ASBJ の対応等についてコメントがあればいただきたい。

以上

(参考) ASBJコメントとIASB会議暫定決定(2013年10~12月)の比較

項目	ASBJ コメント	IASB 会議暫定決定
Q4 FVOCI の事業モデルの導入(契約CF特性の要件に適合であることを要件とする)	<ul style="list-style-type: none"> 同意する。 	<ul style="list-style-type: none"> 限定的修正EDのとおり、FVOCIが維持される。 FVOCIが先に定義され、FVPLが残余である。
Q5 3つの事業モデルを区分する適用指針は運用可能か。	<ul style="list-style-type: none"> 明確化と修正が必要 3つの事業モデル判定の客観的証拠の典型例を体系的に整理して示すべき。 FVOCIの事業モデルが「FVに基づく管理」と解釈されるか、明確化すべき。 事業モデルの客観的証拠が追加されたことに伴い、分類変更の例の追加が必要か検討すべき。 分類変更日は事業モデルの変更日とすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> FVOCIに関する適用指針の明確化(事業モデルに関する説明の拡充、典型的に考慮される情報と活動の例示)が行われる。 FVPLでは、主として公正価値情報に焦点を当て、経営幹部は当該公正価値を用いて資産の運用成績を評価し、意思決定を行うものである旨を明確化する²。 事業モデルの変更の説明が補強される。 分類変更日は、限定的修正EDから変更なし。
Q6 FVOCIに対して、公正価値オプションを拡張することに同意するか。	<ul style="list-style-type: none"> 同意する。 FVOCI負債性金融商品に一般ヘッジが適用可能かを明確化すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 限定的修正EDのとおり、FVOCIに公正価値オプションの適用が認められる。

² ただし、アジェンダ・ペーパー6Cでは、FVPL以外の事業モデルの下で、公正価値情報をモニタリングし、経営者に報告することはあり得るとしている。

Appendix 暫定決定事項 (IASB Update仮訳)

2013年11月IASB及びFASB共同会議

IASBとFASBは、両審議会の最近の公開草案における事業モデルの評価の明確化を議論した。

アジェンダ・ペーパー6A : 全般的な事業モデルの評価

両審議会は、「事業モデル」という用語の意味（キャッシュ・フロー実現の役割を含む）及び事業モデルを評価するレベルを議論し、事業モデルの評価を次のように行うべき旨を明確化することを暫定的に決定した。

- a. キャッシュ・フローを生成し、企業にとっての価値を創造するための金融資産の実際の管理に言及すべきである（すなわち、可能性の高い実際のキャッシュ・フローが主に契約上のキャッシュ・フローの回収、売却収入又はその両方のどれから生じるのか）。
- b. 金融資産を、活動及びリスクがキャッシュ・フローの生成と価値創出のためにどのように管理されているかに関して最も目的適合性のある有用な情報を提供する測定属性に割り当てるべきである。
- c. 特定の（共通の）目的を達成するために一緒に管理されている金融資産（のグループ）を反映するレベルで評価すべきである。

15名のIASBメンバーが賛成した。7名のFASBメンバーが賛成した。

両審議会は、事業モデル（及び事業モデルの変更）をどのように評価すべきなのかに関する明確化を議論し、以下のことを明確化することを暫定的に決定した。

- a. 金融資産の管理に関する企業の事業モデルは、事業モデルの目的を達成するために実施されている特定の活動を通じて観察可能であることが多い。
- b. 売却は事業モデルの評価の決定的要因ではなく、売却活動に関する情報は単独で考慮すべきではない（アジェンダペーパー6Aについてのオブザーバー・ノートの第76項(a)から(b)で詳細に記載のとおり）。
- c. 事業モデルの変更が生じるのは、営業にとって重大なレベルで企業が何かを停止

又は開始した場合だけである（一般的にそれに該当するのは、企業が事業ラインの取得又は処分をした場合だけであろう）。

15名のIASBメンバーが賛成した。4名のFASBメンバーが賛成した。

また、IASBは、以下のことを明確化することを暫定的に決定した。

- a. 事業活動は通常、事業モデル及び当該事業モデルにおける基礎となる金融資産の業績の評価と報告の方法（すなわち、主要な業績指標）を、事業モデルの遂行に通常影響を与えるリスク及び当該リスクの管理方法とともに反映する。
- b. 企業は、評価日現在で利用可能なすべての関連性のある客観的な情報を考慮すべきであるが、「もしも」のシナリオ又は最悪ケースのシナリオについて、それらのシナリオが発生するとは合理的に予想していない場合には、そのすべてを考慮すべきとは限らない。
- c. キャッシュ・フローが、事業モデルの評価をした日現在での企業の予想とは異なる方法で実現する場合、その評価をした時点で利用可能であったすべての関連性のある客観的な情報を企業が考慮していた限りは、次のどちらも行わない。
 - i. 過去の期間の財務諸表の修正再表示
 - ii. 事業モデルにおける残りの金融資産の分類の変更

15名のIASBメンバーが賛成した。

さらに、FASBは、分類変更を財務諸表に反映する日に関して、FASBの暫定的な分類測定モデルにおけるガイダンスをIFRS第9号「金融商品」と合わせることを暫定的に決定した。具体的には、FASBは、分類変更日を事業モデル変更後の最初の報告期間の初日とすることを暫定的に決定した。FASBは以前に、分類変更日は事業モデルの変更が生じた報告期間の末日とすべきであると提案していた。

4名のFASBメンバーが賛成した。

アジェンダ・ペーパー6B：回収のために保有する事業モデル

両審議会は、回収のために保有する事業モデルの明確化を議論し、アジェンダ・ペーパー6Bについてのオブザーバー・ノートの第62項(a)から(d)に示しているように、回収の

ために保有する事業モデルに関する適用指針を明確化することを暫定的に決定した。具体的には、

- a. 「キャッシュ・フロー（価値）実現」の回収のために保有するという現在の概念を補強する。
- b. 少額かつ／又は稀な売却は、回収のために保有する事業モデルと矛盾しない場合もあることを強調する。
- c. 売却に関する情報は単独で考慮すべきではなく、決定的なものではない旨を明確化する。
- d. 信用の悪化に起因する潜在的な信用損失を最小限にすることを目的とした信用リスク管理活動が、回収のために保有するという目的に不可欠である旨を明確化する。

16名のIASBメンバーが賛成した。7名のFASBメンバーが賛成した。

さらに、上記の(a)による明確化の一部として、FASBは、回収のために保有する事業モデルに関するガイダンスは、事業モデルの目的の達成を目的とした活動を強調すべきであると暫定的に決定した。

7名のFASBメンバーが賛成した。

両審議会は、信用リスクの集中を管理する際に行われる売却の評価は、当該事業モデルにおいて行われる他の売却と同じ方法で行うべきであると暫定的に決定した。

12名のIASBメンバーと4名のFASBメンバーが賛成した。

アジェンダ・ペーパー6C: 公正価値区分

両審議会は、公正価値測定区分を議論した。

両審議会は、2つの公正価値測定区分（すなわち、その他の包括利益を通じた公正価値（FVOCI）と純損益を通じた公正価値（FVPL））を維持すること、FVOCIで測定する事業モデルを定義しFVPLを残余の測定区分として維持することを暫定的に決定した。12名のIASBメンバーと7名のFASBメンバーが賛成した。

両審議会は、FVPLの測定区分に関する適用指針を明確化することを暫定的に決定した。具体的には、以下のことを明確化する。

- a. 公正価値ベースで管理と評価を行っているか又はトレーディング目的で保有している金融商品は、FVPLで測定しなければならない。
- b. FVPLで測定される金融資産については、企業は資産の公正価値の変動に基づき、また、資産の公正価値を実現する目的で、意思決定を行う。

12名のIASBメンバーが賛成した。7名のFASBメンバーが賛成した。

さらに、IASBは、FVPLの測定区分において企業が実施する活動は、主として公正価値情報に焦点を当て、経営幹部は当該公正価値を用いて資産の運用成績を評価し、それに応じて意思決定を行うものである旨を明確化することを暫定的に決定した。さらに、もう1つの指標は、財務諸表利用者が企業の業績を評価するためにこれらの資産の公正価値情報に主に関心があるということである。

12名のIASBメンバーが賛成した。

また、両審議会は、FVOCIの測定区分に関する適用指針を明確化することを暫定的に決定した(アジェンダ・ペーパー6Cについてのオブザーバー・ノートの第76項(a)から(c)、(d)(ii)から(d)(iv)及び(e)に示しているとおりの)。具体的には、以下を明確化する。

- a. FVOCI事業モデルにおいて、契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方のために金融資産を管理することは、目的そのものではなく、金融資産をある特定の目的を達成するために管理している方法の結果である。すなわち、FVOCIに分類する資産は、契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって、事業モデルの目的(流動性管理、金利リスク管理、利回り管理及びデュレーションのミスマッチ管理)を達成するために管理されている。
- b. 契約上のキャッシュ・フローの回収と売却を通じたキャッシュ・フローの実現の両方がFVOCI事業モデルの遂行に不可欠であり、FVOCI事業モデルにおける売却の頻度又は金額についての閾値はない。
- c. 特定の活動は通常、FVOCI事業モデルの目的を達成することを目的としている。

12名のIASBメンバーが賛成した。7名のFASBメンバーが賛成した。

また、IASBは、回収及び売却のために保有する事業モデルにおける金融資産について、主要な業績指標には、契約上の利回り、減損費用及び公正価値の変動が含まれることを明確化することも暫定的に決定した。

12名のIASBメンバーが賛成した。

さらに、FASBは、FASBの公開草案における以下のガイダンスを削除することを暫定的に決定した。それは、企業が当初認識時に当該金融資産を契約上のキャッシュ・フローの回収と売却のどちらのために保有するのかを決定していない個々の資産をFVOCIで測定することを要求していたものである。

7名のFASBメンバーが賛成した。

次のステップ

両審議会は、それぞれの提案の他の部分を今後の会議で検討する。

2013年12月IASB会議

IASBは、公正価値オプションを議論し、IFRS第9号「金融商品」における現在の公正価値オプションを、そうでなければ強制的にその他の包括利益を通じた公正価値で測定される金融資産に拡張するという最近の公開草案での提案を確認することを暫定的に決定した。したがって、企業は、そうすることで測定又は認識の不整合（「会計上のミスマッチ」と呼ばれることがある）が除去又は大幅に低減される場合には、これらの金融資産を純損益を通じた公正価値で測定することができる。その指定は、当初認識時にだけ認められ、取消不能とされる。

15名のメンバーが賛成した。1名のメンバーは欠席した。

次のステップ

IASBは、IFRS第9号の限定的修正を2014年の前半に公表することを目指して、提案の残りの側面を今後の会議で検討する。